

王寺町住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録をした者に対しその交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し又は除かれた戸籍の附票の写し
 - (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本
- 2 この要綱において「第三者等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
 - (2) 住民基本台帳法第12条の3又は同法第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
 - (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
 - (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次条第1項の規定による申込みの日において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者

(消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載されている者を含む。ただし、平成26年6月20日以前に消除された者を除く。)

(2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている者で、国内に住所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ王寺町本人通知制度事前登録申込書(様式第1号。第8条において「登録申込書」という。)により、町長に登録(以下「事前登録」という。)を申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みをする場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、前2項に定めるもののほか、当該代理人が本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備付けの公簿等の記載により該当事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の規定による申込みをすることができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- (事前登録等)

第5条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適當と認めることは、王寺町本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、王寺町本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録期間)

第7条 事前登録の期間は、登録日から5年とする。ただし、満了日については、当該月の末日とする。

(登録の更新)

第8条 事前登録者は、町長に再度、登録申込書を提出することにより、登録を更新することができる。

- 2 前項の登録申込書の提出期間は、登録満了日の1月前からとする。ただし、登録期間終了の通知は行わないものとする。

(本人通知)

第9条 町長は、登録者名簿に登録した日以後に第三者等からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、王寺町住民票の写し等交付通知書（様式第4号）

により、当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の王寺町住民票の写し等交付通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分
 - (4) 当該事前登録者の代理人に住民票の写し等を交付した場合にあっては、当該氏の代理人の氏名及び住所
- (事前登録の廃止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

- (4) 虚偽による登録その他町長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。
- (5) 登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。